

ID: 20

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	柴田町公共物管理条例 第5条第3項ただし書		
例規番号	平成15年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料の徴収)</p> <p>第5条 町長は、前条の許可を受けた者から別表に定める額及び柴田町道路占用料条例(昭和61年柴田町条例第8号)第2条の規定を準用して算出した額の使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 既に納入した使用料は返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日